

● 各種相談窓口のご案内

あま市では空家等に関する庁内での相談窓口を一本化し、総合窓口を設け、関係各課や専門家団体との連携にて対応します。
各種相談窓口は下記のとおりです。

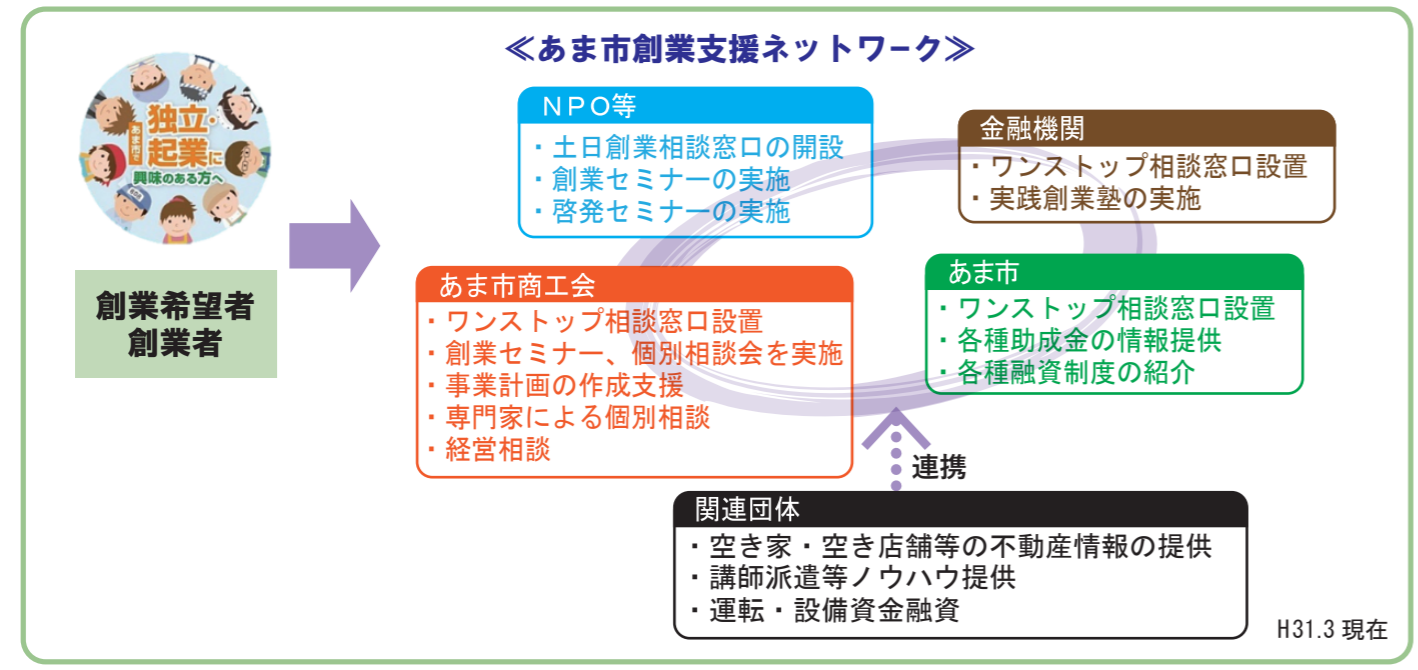
市の総合窓口	
○あま市役所都市計画課	☎ 052-441-7112
専門的な各種相談窓口	
○相続や権利関係に関すること	
愛知県弁護士会(業務、広報係)	☎ 052-203-0730
○相続登記に関すること	
愛知県司法書士会	☎ 052-683-6686
○建物の滅失登記、敷地調査・測量に関すること	
愛知県土地家屋調査士会	☎ 052-586-1200
○不動産売買・賃貸・解体等に関すること	
愛知県宅地建物取引業協会	☎ 052-522-2567
○不動産の利活用など権利義務等の書類作成に関すること	
愛知県行政書士会	☎ 052-931-4068
○ローンなど金融に関すること	
一般社団法人名古屋銀行協会	☎ 052-218-6150

例えばこんなこと・・・

- 相続で実家の所有者になったが、遠方に住んでいるため管理ができない。
- 空家を持っているが、活用の仕方がわからない。
- 空家の草木が生い茂って、公道に出てきており通行障害になっている。
- 空家の瓦が落ちてきそうで、非常に危険で不安である。

● 創業支援等事業のご案内

あま市では、創業を目指す方へワンストップ窓口、創業セミナー、個別相談、空き店舗等不動産情報の提供等による支援を実施しています。
創業準備の初期から創業後3年程度までに、起業に向けたステップアップの段階に応じて、関係機関の強みを生かした適切な創業支援の提供を行います。
市ホームページ：<http://www.city.ama.aichi.jp/bussiness/sangyo/1003795/1003798.html>
(担当部署：産業振興課)



あま市空家等対策計画（概要版）



近年、全国的に人口減少や高齢化の進展、既存建物の老朽化等に伴い、空家等が年々増加しています。
こうした空家等の問題に対処すべく、平成26年11月27日に「空家等対策の推進に関する特別措置法」が公布され、愛知県においても「空家等対策計画の作成に関するガイドライン」を定め、空家等対策計画の策定を推進しています。
平成25年住宅・土地統計調査によれば、あま市では維持管理面で問題を生じやすいその他の住宅数は1,490戸、その他空家率は4.1%となっており、全国(5.3%)、愛知県(3.9%)とほぼ同じ水準となっています。
本市の第1次あま市総合計画に定めるまちづくりの将来像や基本理念、基本目標を踏まえ、空家等の利活用促進や安全で安心して暮らすことのできる住環境の確保を図るため、空家等の問題に関して取り組む基本的な方向性や具体的な施策を示すものとして、「あま市空家等対策計画」を策定することとしました。

平成31(2019)年3月 編集・発行 あま市建設産業部都市計画課

〒490-1292
愛知県あま市木田戌亥18番地1
電話：052-441-7112 FAX：052-441-8387
ホームページ：<http://www.city.ama.aichi.jp/index.html>

あま市

1 計画の前提条件

本編 p.1~

(1) 目的

安全で安心して暮らすことのできる住環境の確保を図るため、空家等の問題に関して取り組む基本的な方向性や具体的な施策を示すために策定するものです。

(2) 位置づけ

空家法第4条及び第6条の規定に基づき、「基本指針」に即して定めることができる空家等対策の推進にかかる計画です。

(3) 計画期間

平成31(2019)年度から平成35(2023)年度までの5年間とします。

(4) 対象とする地区

対象とする地区は「市全域」とします。

(5) 対象とする空家等の種類

空家法第2条第1項で規定する「空家等」とします。

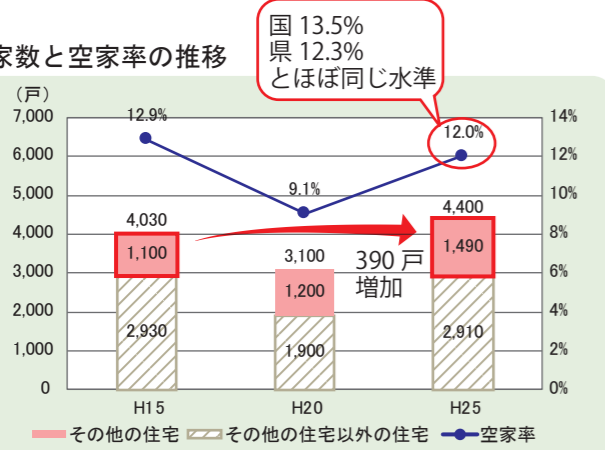


2 本市の空家等の現状

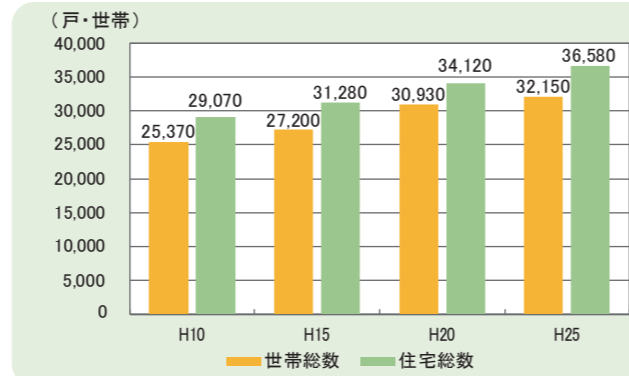
本編 p.4~

- 空家率は、全国や県とほぼ同じ水準ですが、維持管理面で問題を生じやすい「その他の住宅」は10年間で390戸増加しています。(平成25年住宅・土地統計調査)
- 本市の世帯総数は32,150世帯、住宅総数は36,580戸となっており、住宅供給数が上回る状況が続いています。(平成25年住宅・土地統計調査)
- 平成29年度に実態調査を実施した結果、空家の可能性のある建物517件を抽出しました。

■ 空家数と空家率の推移



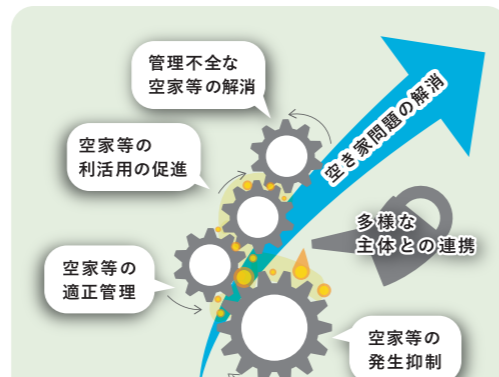
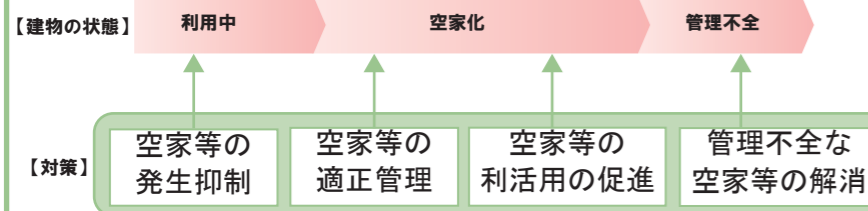
■ 世帯総数と住宅総数の推移



3 空家等対策の基本的な考え方

本編 p.24~

空家等対策を効率的に行うため、空家等の状況に応じて、多様な主体との連携を図りながら、以下の4つの観点で対策を推進していきます。



図：対策の取り組みイメージ

※この概要版に出てくる用語の解説は本編 p.38 をご参照ください。

4 具体的な施策

本編 p.25~

【建物の状態】

利用中

空家化

管理不全

空家等の発生抑制

(1) 空家等に対する意識啓発等

- 市民や建物所有者への空家等に対する意識啓発
- 相談体制の構築

(2) 空家等となる可能性が高い建物の早期把握

- 庁内各課の情報共有
- 地域組織からの情報収集等

(3) 安心して長く使い続けられる住環境の保全・形成等

- 居住性能を維持・向上させるための補助制度の推進
- 安心して長く使い続けられるために活用可能な制度の周知



空家等の適正管理

(1) 空家等の所在や所有者等の把握

- 空家等データベースの構築
- 所有者等把握のための各種制度の活用

(2) 定期的な維持管理の促進及び管理サービス情報の提供等

- 所有者による定期的な維持管理の促進
- 空家等管理サービス事業者との連携



空家等の利活用の促進

(1) 住宅としての利活用の促進

- 空家等の所有者等に対する各種制度の普及啓発
- 空き家バンク等の開設

(2) 住宅以外の用途としての利活用の促進

- 地域のまちづくり活動等のための空き家の利活用促進
- まちづくりスペースとしての跡地活用の検討
- 創業を目指す方への支援



管理不全な空家等の解消

(1) 管理不全な空家等の対応

- 空家等の健全度及び所在の把握
- 所有者等への適切な管理の促進
- 各種法令に基づく対応検討
- 空家解体にかかる支援制度の検討・周知

(2) 特定空家等の措置

- 特定空家等の判断、認定、措置



5 空家等対策の推進体制

本編 p.34~

空家等対策にかかる基幹的な支援体制を整備したうえで、多様な主体との連携を図りながら、実効性の高い取り組みを行います。

● あま市空家等対策協議会

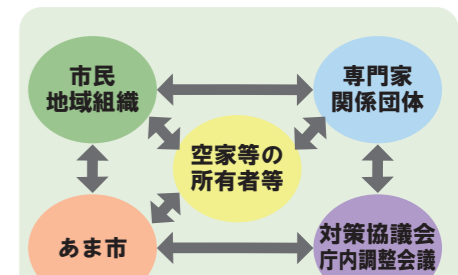
この協議会は、空家法第7条第1項に基づいて市長、専門家、地域住民の代表で構成します。協議会委員の協力を得て、地域の課題に応じた効果的な計画の策定や対策の実施を進めます。

● あま市空家等対策庁内調整会議

「あま市空家等対策庁内調整会議」を設置し、庁内における情報の共有や空家等問題の解決に向けた取り組みを進めます。

● 多様な主体との連携体制の構築

様々な施策を実施していくために、多様な主体との連携を図り、効率的・効果的に取り組んで参ります。



図：多様な主体との連携イメージ